

ハローワークからのお知らせ

○令和6年度宮城県最低賃金の改正決定について

宮城県の最低賃金の改正について、令和6年10月1日(発行予定日)から時間額923円を973円に改正することが決定されました。従業員の方の給与並びにハローワークへの求人提出についてはご留意願います。詳細については2ページを参照ください。問い合わせについては宮城労働局賃金室(TEL:022-299-8841)までお願いします。

○カスタマーハラスメント悩み相談について

顧客等から著しい迷惑行為を受けてはいませんか。カスタマーハラスメントでお悩み・お困りの場合、無料で相談のできる「カスタマーハラスメント悩み相談室」へご相談ください。詳細については3ページを参照ください。

相談受付につきましてはリーフレット記載のメールまたはSNS、ご不明な点は宮城労働局雇用環境・均等室(022-299-8844)までお願いします。



労働市場の動き(7月内容)

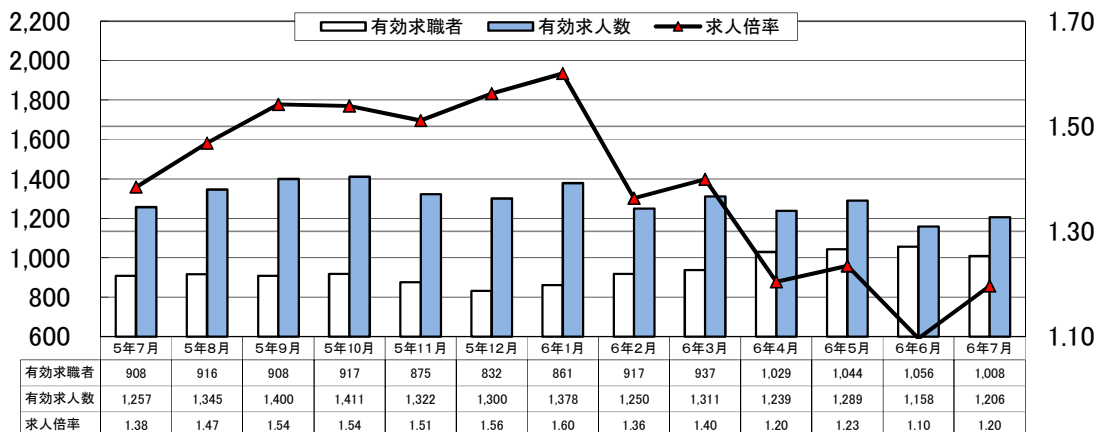
ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆7月の有効求人倍率は1.20倍

◆月間有効求人数は1,206人、月間有効求職者数は1,008人

- ・新規求人数は459人と、前月に比べ22.7%の増加となり、前年同月比では1.5%の増加となりました。
- ・新規求人の主な産業別で見ると前年同月比で宿泊業・飲食サービス業が100.0%、医療・福祉が68.6%、生活関連サービス業・娯楽業が20.0%増加した一方で、卸売・小売業が65.8%、サービス業が48.0%、運輸業が30.0%、製造業が22.9%、建設業が7.9%減少しました。
- ・新規求職申込件数は229人と、前月に比べ2.2%の増加となり、前年同月比では30.9%増加しました。
- ・このため、7月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,206人に対し、月間有効求職者数1,008人で、有効求人倍率は、1.20倍となり、前年同月を0.18ポイント下回りました。



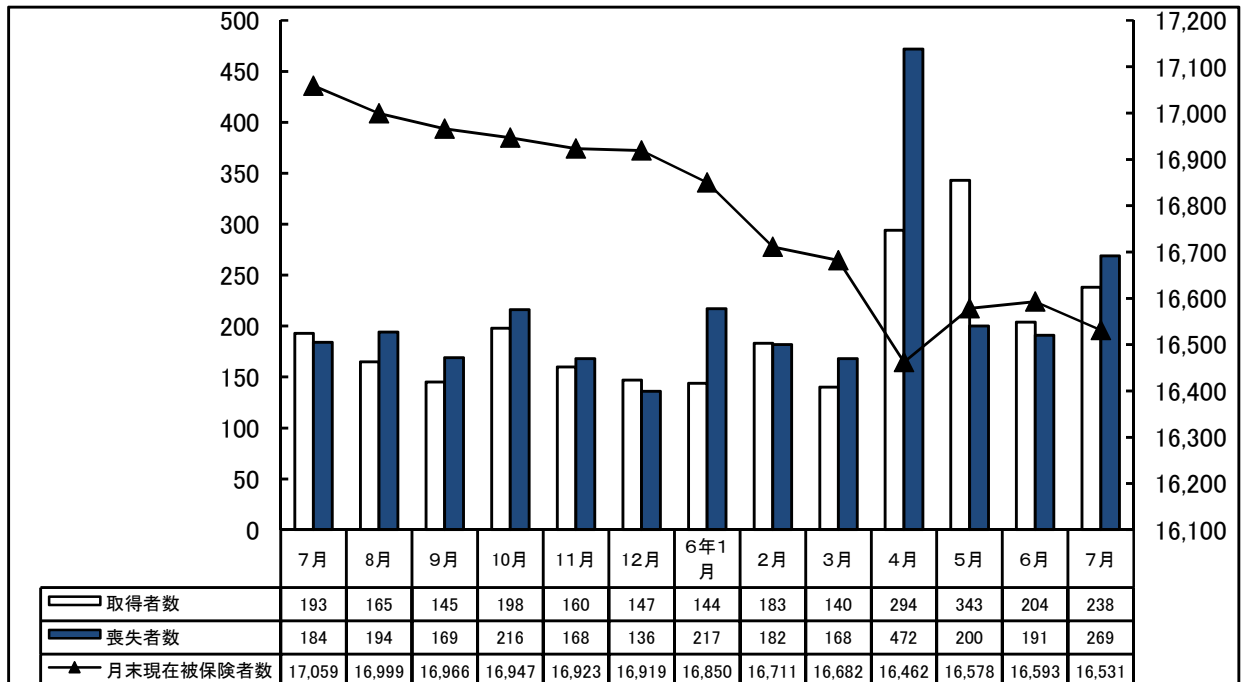


雇用の動き(7月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	229	2.2	30.9
	うち45歳以上	134	▲ 2.2	59.5
	有効求職者数	1,008	▲ 4.5	11.0
	うち45歳以上	658	▲ 4.9	27.5
求人関係	新規求人数	459	22.7	1.5
	うち常用	444	21.3	4.0
	有効求人数	1,206	4.1	▲ 4.1
	うち常用	1,180	3.5	▲ 1.7
紹介関係	紹介件数	211	7.7	▲ 4.1
	うち常用	197	8.2	▲ 3.9
就職関係	就職件数	94	28.8	17.5
	うち常用	86	26.5	17.8

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	238	16.7	23.3
	資格喪失者数	269	40.8	46.2
	月末現在被保険者数	16,531	▲ 0.4	▲ 3.1



宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **973** 円

令和6年10月1日から！

（ 9月30日までは時間額923円 ）

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 022-299-8841

仙 台	労働基準監督署	電話	022-299-9072
石 巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古 川	労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大 河 原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬 峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

カスタマーハラスメント

相談無料

悩み相談室

お悩み・お困りの方、ご相談ください。

相談受付 <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



受付：24時間、365日
受付後原則3営業日以内に返信します



メール相談

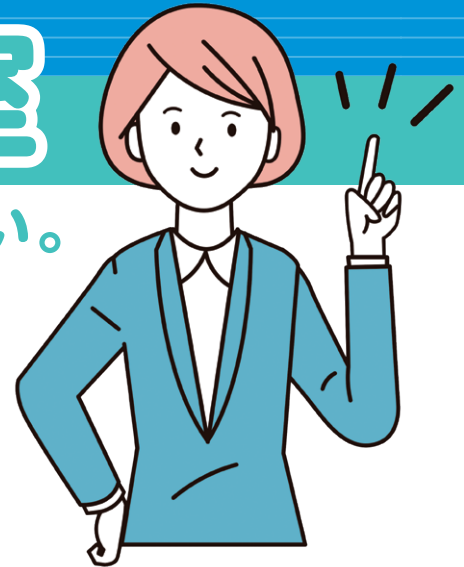
又は



SNS相談



LINE 友だち追加



カスタマーハラスメントとは
顧客等からの著しい迷惑行為のことです



顧客等からの著しい迷惑行為の例

- ①長時間にわたる拘束
 - ②頻繁に来店し、その度にクレームを行う
 - ③大声での恫喝、罵声、暴言の繰り返し
 - ④暴力行為や物の破壊行為
 - ⑤脅迫的な言動
 - ⑥SNS/インターネット上での誹謗中傷
 - ⑦セクシュアルハラスメント
- ☆上司に相談しても対応してくれない

【相談室利用の際の注意点】

- 日本語のみに対応いたします。
- カスタマーハラスメント悩み相談室は、厚生労働省委託事業であり、ハラスメントに該当するかどうかの判断をすることはできないこととなっております。ご相談なさる方は、その旨ご留意いただけますようお願いいたします。
- 個人情報の取扱いについては、カスタマーハラスメント悩み相談室の「このサイトについて」、をご確認願います。